

事 務 連 絡

平成18年10月3日

保険医療機関・保険薬局 様

岡山県社会保険診療報酬支払基金

岡山県が実施している自治体医療に
係る審査支払事務の受託等について

平素は支払基金の事業運営に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、岡山県が実施している自治体医療（単県医療費公費負担制度）につきまして、岡山県知事と岡山県基金幹事長との間で契約を締結し、下記のとおり審査支払事務を受託することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1 岡山県「単県医療費公費負担制度」の概要

(1) 制度名

- ア 心身障害者医療費公費負担制度（法別80）
- イ 乳幼児医療費公費負担制度（法別85）
- ウ ひとり親家庭等医療費公費負担制度（法別86）

(2) 実施主体

岡山県内各市町村

(3) 制度対象者及び内容等

- ア 対象者及び医療費の助成内容
別紙1のとおりです。
- イ 岡山県内の保険医療機関・保険薬局における受診に適用されますが、対象者が県外の保険医療機関・保険薬局に受診した場合は対象外となり、償還払いとなります。

(4) 市町村別医療費公費負担制度実施機関一覧表

別紙2のとおりです。

なお、当該公費実施機関番号を診療（調剤）報酬明細書の公費負担番号欄に記載のうえ請求することとなります。

2 審査支払事務の受託時期

平成18年10月診療分から

3 請求方法

上記(1)ア、イ、ウの各単県医療費公費負担医療制度で保険者が医療保険(社保)分に係る医療費の請求は公費負担医療との併用としてレセプトで支払基金に請求することとなります。

なお、平成18年9月診療分以前の医療保険(社保)分の取扱いについては、従前どおり国保連合会への請求となります。

4 診療(調剤)報酬の支払

単県医療費公費負担医療制度に係る診療(調剤)報酬の支払いは、他の診療報酬と同一日となります。

5 公費負担医療制度に係る負担金・点数のレセプトへの記載方法 主な事例は別添のとおりとなります。

別紙1 単県医療費公費負担制度別助成対象者及び助成内容

制度名	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費
					入院	外来	
単県医療費公費負担制度	岡山県内各市町村	心身障害者	80	1 重度身体障害者 身体障害者手帳1級又は2級所持者 2 重度知的障害者 IQ35以下で日常生活に常時介護を必要とする程度の重度と判定された者 3 知的障害・身体障害合併障害者 IQ36～50以内と判定され、かつ、身体障害者手帳3級所持の合併障害者 4 前1・2・3に該当する場合でも、65歳以上で新たに該当した者は対象外	原則定率1割負担。ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで。		全額自己負担
		乳幼児	85	1 県の基準 入院＝義務教育就学前までの乳幼児 外来＝義務教育就学前までの乳幼児 2 市町村 県の基準に上乘せ(市町村により異なる。)	義務教育就学前までは、全市町村自己負担なし。ただし、赤磐市の小学1年生～3年生までは、定率1割負担(1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで。)		
		ひとり親家庭等	86	1 ひとり親家庭の親及び児童 2 父母のない児童 3 父母のない児童を養育している配偶者のない者	原則定率1割負担。ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで。		